

令和2年度第2回東広島市地域強靱化計画審議会 議事要旨

■日時：令和3年1月29日（金）10時00分～12時00分

■場所：東広島市役所 3階 303会議室

■出席者：海堀会長、高橋副会長、荻野委員（代理：河野氏）、佐々木委員（代理：長院氏）、中崎委員、安井委員、重政委員、石田委員、勇木委員、山田委員（代理：矢後氏）、牧尾委員、大原委員、西生委員、寺井委員

- 配布資料：
- ・次第
 - ・配席表
 - ・委員名簿
 - ・資料1「審議会委員ご意見等一覧表①【第1回審議会分】」
 - ・資料2「東広島市地域強靱化計画（案）」
 - ・資料3「東広島市地域強靱化計画概要版（案）」
 - ・資料4「基本目標・事前に備えるべき目標」
 - ・資料5「リスクシナリオ」
 - ・資料6「東広島市マトリクスシート(案)」
 - ・資料7「審議会委員ご意見等一覧表②【令和3年1月照会分】」
 - ・資料8「地域の実情に沿った医療施策について」
 - ・参考資料「各リスクシナリオの想定」

■議事概要

1 開会

《事務局による開会挨拶》

《審議会について原則公開で行うことについて了承》

《会議の録音及び会議録の公開を行うことについて了承》

2 新任委員について

《中崎委員による挨拶》

3 資料の確認

4 審議事項

○会長

・本計画は、国・県計画と調和を図りながら作成することになっているが、そのすべてが東広島
の計画に当てはまるわけではない、本市の特徴を踏まえた上で、必要なものは採用し、そうでな
いものは採用しないことが必要である。委員の皆様の色々な意見をもとに東広島市にふさわしい
計画となるよう期待している。

東広島市地域強靱化計画（案）について

①第1回東広島市地域強靱化計画審議会でのご意見について

《事務局による説明》

・資料1について、第1回の審議会における意見及び前回の審議会以降に提出された意見への回答について説明。

○会長

・説明のあった第1回東広島地域協議会審議会でのご意見について、それぞれの意見に対して対応策が示されているが、いかがか。

意見、質問は無いようなので、この内容で進める。

②今後のスケジュール及び資料2「東広島市地域強靱化計画（案）」、資料3「東広島市地域強靱化計画概要版（案）」について

《事務局よる説明》

・今後のスケジュール

ア 第2回審議会の審議内容を計画（案）に反映

イ 東広島市議会への報告

ウ パブリックコメントの実施（2月17日から3月16日）

エ 第3回東広島市地域強靱化計画審議会の開催

・資料3「東広島市地域強靱化計画概要版（案）」及び資料2「東広島市地域強靱化計画（案）」の一部を説明

・推進方針の施策については、再掲の内容をすべて表示させているため、本編の計画が分厚くなっている。それは、再掲の内容を省くと、市民の方が一部を読んだとき、再掲のもとの表示箇所を探さないといけなくなるため、すべての内容を表示している。

・本計画とSDGsとの関係とその他のリスク事案との関係性について説明。

○会長

・説明があった「資料3」及び「資料2の一部」、またそれに関連することについてご意見、ご質問があればお願いしたい。

○会長

・個別のこともあるが根本のところについて質問したい。

大規模という言葉が、非常にたくさん出てくる。強靱化の計画の中では、大規模な自然災害だけを対象にしているわけではない。大規模な自然現象としては、例えば、大地震やすごい大雨、何らかのこういう原因となる自然事象が大規模であっても、結果として起きる被害の規模を最小限に抑えること、これが強靱化の本当の目的と思われる。

しかし、その意味では、小規模あるいは中規模の自然現象による災害は、横に置いといても良いことではなく、大規模な自然現象が原因となる場合であっても災害となるという意味だから、当然、大規模以下の自然現象も全部含まれていると考える。

自然現象の規模が大きいものイコール大規模な自然災害というように表現しているところが多々あり、まず原因となる自然現象ということと、結果としての自然災害ということの区別がきちんとできてない書き方のところが非常に多い。

これは国、県計画の場合も同じである。最初の段階で、自然災害というものの定義は、原因となる自然現象があるが、それがそのまま災害となるわけではなく、それが起きたときに、結果として、私たちの生活というところに、大きな被害が出る。原因となる自然現象が起きた時に、災害の防止あるいは被害の程度を低く抑える減災、被害のでた地域がまた立ち直る、この防災の三本柱で未然防止、災害が起きている最中の被害の拡大防止、それから起きた後の復興、こういうことは昔から、定義として存在している。この強靱化というものの本来の目的である、結果として自然災害になる被害を、最小限化、あるいは起きないようにすることに、目標・目的がある。その災害の原因としては、色々なものがあり、大規模な自然現象が起きた時であってもという意味で書く必要がある。

大規模という形容詞を使いすぎで、大規模な自然現象が原因であることのみが対象かのように捉えられかねないので、しっかりとチェックしたほうが良い、個別のものに関しては、それぞれ、より良い言い方があって良い。

気になる点で、例えば、資料3の2ページの4-4、脆弱性評価と推進方針の1行目、大規模自然災害等による被害を最小限にさせるためと書いてあるが、この「大規模自然災害等による」という表現では、これは自然現象のことを表していて、本当の意味合いは違う。「大規模自然災害等においても被害の最小とするための対策」というように書いたら正解。

自然災害という定義を踏まえた上での書き方になっていない、同様に、資料3の5施策の重点化の1行目、「大規模自然災害の発生に備えた防災減災にかかる施策」と書くと、大規模なものだけが対象になっているように捉えられるので、ここは全般的に「等」という言葉を入れて、「大規模自然災害等の発生」という書き方にしたほうが良いのではないかと。同様に、リスクシナリオ1-4で「土砂災害による多数の死傷者の発生」と書いてしまうと、この土砂災害によって、死傷者が発生するような何らかの原因ということになっていると捉えられるので、ここは「土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生」あるいは「土砂災害の時の多数の死傷者の発生」と表現すれば良い。

やはり、土石流やがけ崩れ等によるという表現が良いと思われるが、東広島の場合、「深層崩壊」はまず起きないし、「地滑り」も、あまりメインと考える必要はない。

したがって、「土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生」と書くのが、良い。

土砂災害のことについて話したが、地震の時も同じである。つい先日も小さな地震があったが、自然災害にはなっていない。自然現象としての地震、台風、津波でもそうだが、それ自体が災害ではない。それが、生活しているところを襲って被害を発生させ、災害になるので、すべての自然現象イコール自然災害ではないということを意識した書き方にして欲しい。国・県の計画が正しく表現されていないのが問題で、それに東広島市の計画を合わせる必要はない。

○委員

・災害が発生しそうな天気の状態、雨量が多くなりそうな状況の時に、災害を未然に防ぐような報道という面での言及がない、1時間か2時間前に市民に情報が伝わることによって、避難とかそれに対する心構えができるのではないかとと思われるので、「連絡系統とか連絡網」ということを施策として挙げたほうが良い。

○事務局

・資料2の58ページの真ん中の下、リスクシナリオ4-2 防災情報の収集、伝達体制の整備で、防災情報室の機能強化を図り、的確に状況を把握し、必要な情報をうまく発信できるようにいたしますとしているが、西生委員からのご指摘では、市からの情報発信を行うというところが少し弱いということだと思うので、追記することを検討する。

○会長

・2年前の平成30年の7月豪雨災害のとき、7月7日未明に災害が発生したが、前日の7月5日の時点から、気象情報はすでにテレビで言われていた。それから、7月6日の早い段階から、災害に繋がるような状況になると予想され、避難準備情報であるとか、避難勧告や指示も早い段階から伝えられていた。もちろん伝えることが大事ではあるが、伝えたつもりになっているけれど、受けとめる側は内容を正確に分析できていなかったことが問題であった。2年前の災害時も、必要な情報はちゃんと事前に出されていたが、受けとめる側がそれを認識して、適切な確なタイミングでの避難情報として受けられなかった。その課題が出されたのが、2年前の災害である、だからそれを踏まえて、必要な情報を遅れることなく発信できるようにするだけではなく、一步進めて、必要な避難情報等が必要なところに住んでおられる市民に確実に届くような体制づくりに努めるなど、そういうところまで踏み込んで表現したら、東広島市独自の計画になるのではないか。いかがか。

○事務局

・ご意見を踏まえて、もう少し踏み込んだ内容に変更したい。

○委員

・情報関連について、本市独自の素早く行える情報発信といえば、防災無線（防災ラジオ）ということになると思うが、この防災無線（防災ラジオ）が本計画の中でどのような立ち位置で扱われているのか、また普及率はどの程度あるのか。

○事務局

・普及率については（防災ラジオ）のことで間違いないか。

58ページに概念的に書いている本市の避難情報発信するツールとしては、FMラジオを活用して緊急告知放送を行っている。この緊急告知放送から防災メール、ライン、フェイスブック等と連携して、テレビにも情報がすぐに伝達するようにしている。

本市の主要なツールとしては、ラジオ、メールとなっており、ラジオについては市が避難情報出すと、市民に配布したラジオは放送波に入っている信号を受けて、自動的に電源が入るようになる。その普及率については、確認後、回答させていただきたい。

○委員

・普及率はさておき、情報通信機能の情報サービスを確保する点においては、例えば、NHKなどは夜中とか24時間、東広島市の都合で流すことはできない。東広島市として必要な時に発信で

きるツールは、この防災無線ラジオだと思う。この計画の中で、どのように書いていくか、この防災ラジオの普及率を100%にすることが必要で、そのためにも現時点の普及率を確認する必要があるのではないか。

○事務局

・情報の発信及び市民の情報の受け取りについては、市としても課題だと認識しており、昨年度、市民にアンケートを実施している。防災情報を何のツールで受け取っているかという内容で聞き取りを行っている。

その中では、かなりまだテレビで防災情報を受けているとの回答をされている。このテレビというのは、ニュースで見たということなのか、実際に何で受け取ったのかは分からないが、ほとんどの年代で、テレビを挙げている。テレビの場合、Dボタンでデータ放送を確認し、防災情報をみることによって、県内のどこの避難所が開いているかを見ることができるが、操作を必要とするので少し難しい点がある。

その中で、若い世代はSNSで情報を入手しており、当面はメールでの情報発信が主体となると考えている。あとは、悩ましい点として、スマホやインターネットが主流になっているが、まだ70代以上の使用率は6割ぐらいというようなアンケート結果が出ている。年代によってツールは様々であり、情報発信については、一つツールを決めて、これを100%にすることが運用上は楽ですが、その方針ではダメな時代になっていると考えている。

したがって、年代によって情報を得るツールは違うので、様々なツールを準備し、あらゆるツールで円滑に情報発信できる体制を作っていかなければと考えている。

○委員

・やはり、東広島の情報をテレビで常時放送することはできないので、市がいつでも発信できるメール・ラジオで市民の方を100%カバーできるという状態までしておく必要があるため、普及に取り組んで欲しい。

○委員

・今後のスケジュールについて説明があったが、起きてはならないリスクの再掲について、ボランティアの説明のところで足りないところがあり、説明を追加しないといけないと考えているため、スケジュール的にいつまで修正が可能なのか

・また、福祉施設のことについて、説明が2行では不足しているので、関係団体にも確認して説明を追加したいと考えている。

○事務局

・スケジュールで言うと、2月15日に議会に報告したいと考えている。したがって、2月5日に一旦は期限を設定させていただきたいと考えている。

・ただ前回においても、別途郵送でご意見をいただいたので、今回も同じようにさせていただきたいと考えている。また、パブリックコメントを実施するので、その中で合わせて、修正するように提案させていただきたい。

2月5日までの期限とは別に3月上旬ぐらいまでにご意見をいただければ、パブリックコメントに応じた修正と合わせて、対応させていただき、第3回の審議会で再度ご確認をしていただきたい。

○事務局

- ・資料2「東広島市地域強靱化計画（案）」のP21以降の施策の推進方針について説明

○会長

- ・事務局から資料の6、7にも説明がありましたが、資料5及び4についてはいかがか。

○事務局

- ・資料4、5、参考資料については、参考資料として用意しているので、事務局からの説明は以上となる。

○事務局

・先ほど、会長からのご意見について、資料3の3ページ、1-4「土砂災害による多数の死傷者の発生」については、自然現象と実際の災害の被害については区分けして整理するというご意見をいただいた。

国・県の計画では、土砂災害の有無という言葉が入っていて全国的には、都道府縣市町でそういう言い方をしているが、会長が言われた通り、自然現象と実際の災害については、区別する必要があると考えている。

例えば、山奥の方で、比較的大きな現象として土砂移動があったとしても、被害を受けないことがある、限られた予算の中でそこに重点的に対応していくかという点では、現象と災害とは、区分けする必要があると考える。

この件については、今後、議会及びパブリックコメントの日程が詰まっているので、この件に関しては、事務局と会長にご一任をいただきたい。

○会長

- ・では、これまでの説明で、ご質問、ご意見等あれば、お願いしたい。

○委員

・資料2の60ページの中小企業のBCP策定の促進において、「商工関係団体との連携によりBCPの策定を支援します」と書かれているが、小規模支援法で、商工会、商工会議所が、事業継続力強化支援計画を策定し、県の認定を受けている、すでに取り組んでる商工会もあるので、このことについて、計画の中に組み込むことは可能か。

○事務局

・法改正により、昨年、BCPの策定に関しては商工会及び商工会議所が、市町村との連名で、県へ提出し、県から認定を受けたところに対して補助金がつくという流れに切り替わって

るので、今ご指摘いただいた部分について、もう少し表現を充実させたい。

○委員

- ・計画自体、市と共同作成と言うことなので、そこについて織り込んだ文章にしていきたい。

○委員

- ・資料8 地域の実情に沿った医療施策について

コンパクトシティー化の計画を東広島市は作成していると思うが、その中で市街地に医療施設を集約化するという、そういった計画との整合性と地域の実情に合った医療施策という中で、こういうことを公開するということか。

○事務局

- ・質問されたことが完全に包含されているか、担当課に確認して、回答させていただきたい。

○会長

では、まだ解決したわけではないということですね。

○委員

・土木行政の観点から、28 ページ（浸水対策の推進）において、現在、国・県の施策として流域治水を取り入れていこうとしているので、この流域治水という言葉を入れて欲しい。

・34 ページ（緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化）と多重型道路ネットワークの整備について、重要物流道路整備が平成 30 年にできていて、緊急輸送道路より上に位置付けられている。緊急輸送道路だけでなく重要物流道路についても書き込んだほうが良い。

- ・また、KPI の根拠がよく分からないので示してほしい。

○事務局

- ・担当課と再確認をして盛り込んでいきたい。

○会長

・個別事案については、まだあると思いますが、時間の関係もあるので、追加のご意見等は、この後、事務局の方に送っていただくということで、次に進み、この後のことについて事務局から、説明してください。

○事務局

・本日いただいた意見を整理して、再度意見照会を行いますので、委員の皆様からご回答いただきたい。

ご意見については、一旦 2 月 5 日で締め切り、その時点で、次のステップに進めさせていただき、2 月 5 日以降については、最後、第 3 回の審議会で確認いただきたいと思います。

○会長

・本日の審議会においては、それぞれ重要な点として、情報の受けとめ方、あるいは発信の仕方について、踏み込んだ書き方の提案から始まり、福祉関係の文言等を加えているが、更にもう少し説明を追加したほうが良いという提案があり、最善のものにするために、もう少し改良する余地があると思う。

委員の皆様には、できれば事務局の助けになるような文章やご意見をいただければと思います。本当に個々の立場から見ていただいて、少しずつ良くなってきて、東広島独自のものになってきていると思う。

○会長

・それでは、その他何か皆さんの方から、ご意見・質問等あるか。

○事務局

・西尾委員、牧尾委員から質問を受けた情報発信の関係について、本市で行ったアンケート結果によると、テレビ、緊急告知ラジオ、一般ラジオ、スマホ等で気象情報などを得ると回答した方が大半で、本市独自に防災メールを運用しているが、今の登録件数は、小学生以上を分母とすると、約1割となっており、緊急告知ラジオについては、約9万世帯のうちの1万9000世帯という普及にとどまっている。

・平成30年7月豪雨での課題を踏まえて、地域づくり推進交付金という補助制度を活用し、地域で、自治協議会、自主防災組織での取組み、例えば、地域の方がまち歩きをして危険箇所などを防災マップに記載していくとか、防災訓練、地域内での連絡網の作成、電話やショートメールで連絡するといった体制の構築、維持管理についても、市から交付金支援を行っている。また出前講座等を通じて、地域に出向いて情報収集の必要性など、啓発に努めている。

○会長

・最後に、パブリックコメントのときに、提示する資料というのは、資料2と概要版も含めるのか。あるいは、今日の審議会に出されたその他の資料も、対象とするのか。また、最終成果品として市民に公表される段階では、どこまでのものを対象にするのか。

○事務局

・最終的には、概要版と本編をホームページに掲載する予定。

なお、議事録を含めて、本日使用した資料はホームページに公開する予定にしている。

また、パブリックコメントも、概要版と本編を出す予定である。

○会長

・概要版と本編以外の、例えばマトリックス表については、あくまでも、審議会での参考で、議論のための資料という位置付けという意味でよろしいか。

○事務局

- ・はい、そのとおり。

○会長

本日、扱うべき事項はこれで、終了となるが、発言する機会がなかったりまだ伝えきれていない意見については、事務局に意見していただくようお願いする。

それでは以上です。

5 事務局からの連絡事項

○事務局

- ・スケジュールに従いパブリックコメント実施の手続きを進めていきます。
- ・第3回は3月の下旬ごろを予定してる。また、事務局から日程調整をさせていただきたい。

6 閉会

以上